

【委員会記録】

木南委員長

ただいまから、広域連合特別委員会を開会いたします。（10 時 33 分）

直ちに議事に入ります。本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、関西広域連合議会議員の福山委員から、関西広域連合議会総務常任委員会について報告を受けたいと思います。

【報告事項】

○ 関西広域連合議会総務常任委員会について

福山委員

関西広域連合議会総務常任委員会が4月21日及び5月12日に開催されましたので、その概要を報告いたします。

まず、4月21日に大阪市の関西広域連合本部で開催されました第7回総務常任委員会についてであります。

初めに、国出先機関対策について、嘉田委員長及び本部事務局から国出先機関の移管に向けた取り組み状況及び今後の予定について説明がなされました。

これに対し委員からは、奈良県の加入に向けた一層の努力を要望する、また出先機関の移管後の事務体制や人員管理等について検討を始めるべきであり、論点整理を行い議会へ提供してほしいなどの意見が出されました。

次に、5月12日に大阪府議会で開催されました第8回総務常任委員会についてであります。

まず、広域産業振興局長から、平成24年度広域産業振興局の事業計画等について説明がなされ、委員からは、関西ブランドをPRするため、ロゴマークなど目に見える工夫が大事であるなどの意見が出されました。

また、私からは農業分野を初め、1次産業への取り組みも明確にすべきであるとの意見を申し上げたところであります。その結果、5月19日に吉田議長から連合長あてに要請が提出され、去る5月30日に開催された関西広域連合委員会において、広域産業振興局に農林水産部を設ける方針が決定されております。

次に、エネルギー関連について、広域環境保全局参与から、4月26日に開催された連合委員会の概要及びその後の関西広域連合の対応などについて説明がなされ、その後に関西電力から今夏の電力需給見通しについて説明が行われました。

これに対し委員からは、原発再稼働はよほど慎重に、東日本大震災の教訓、一方で電力料金が上がるといったことへの不安が住民の声であるなどの意見が出されました。

報告は以上です。

木南委員長

次に、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について(資料①)

【報告事項】

- 関西広域連合委員会について(資料②)
- 四国広域連合(仮称)の設立に向けた取り組みについて(資料③④⑤)
- 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案について(資料⑥)
- 徳島県ドクターヘリの導入について

八幡政策創造部長

それでは今議会に提出いたしております政策創造部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております、委員会説明資料の2ページをごらんください。

その他の議案の2つ目でございますが、関西広域連合規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たりまして、同法第291条の11の規定により議決を経る必要があるものでございます。

具体的には、イのところに書いておりますように、京都市及び神戸市の2政令市が、新たに関西広域連合に参画することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、別に資料1をお配りしております。これに新旧対照表を添付しておりますので、これは後ほど御参照いただければと思います。

政策創造部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、3点、御報告を申し上げます。

報告の1点目でございますが、資料の2をごらんいただきたいと思います。

関西広域連合委員会についてでございます。

前回の特別委員会以後、第18回からここに書いてありますとおり第21回まで、3月25日から5月30日までの間に計4回の関西広域連合委員会が開催されましたので、その概要について、主な協議事項をテーマごとに説明させていただきます。

資料のほうは時系列に並べておりますけれども、説明の都合上、行ったり来たりすることになりますけれども、御了承いただければと思います。

まず、資料の1ページをごらんください。

政令市の加入に向けました今後の予定についてでございます。

これは、3月25日の第18回関西広域連合委員会での協議事項でございますが、大阪市、堺市の加入手続、それから、今後の京都市、神戸市の加入に向けたスケジュールとそれに伴う規約改正の内容が確認されたところであります。

2ページをごらんください。

これは、4月26日の次の第19回関西広域連合委員会での協議事項でございますが、京都市、神戸市の加入に向けた手続等につきまして説明がなされました。

また、2の担当分野等につきましては、大阪市、堺市の加入について、4月23日付で総務大臣の許可がおりたことから、両市が広域産業振興の副担当になるということが確認されたところでございます。

続きまして、資料の4ページをごらんください。

関西「文化の道」事業についてでございます。

これは、4月26日の第19回関西広域連合委員会での協議事項でございますが、関西広域連合「文化の道」実行委員会から文化庁に対して交付申請しておりました文化芸術振興費補助金の採択がございまして、今年度、人形浄瑠璃をテーマに事業を展開していくことについて報告がなされたところであります。

次に、5ページをごらんください。

平成24年度関西夏のエコスタイルの実施についてでございます。

4月26日の第19回関西広域連合委員会での協議事項でございますが、温室効果ガス削減のための広域的な取り組みとして、この関西エコスタイルにつきまして、5月1日から10月31日の期間で実施することが報告されたところでございます。

続きまして、資料7ページをごらんください。

まず、原子力発電所の安全確保に関する申し入れについてでございます。

これは複数回にわたって行われた協議でございますけれども、関西広域連合から、3月25日と4月26日に政府に対しまして、原子力発電所の安全確保に対する申し入れを行いましたところ、政府のほうから齋藤内閣官房副長官、それから細野原発担当大臣が、5月19日の連合委員会に出席されまして、それに対する説明がなされました。

この委員会の委員等からの意見を踏まえまして、政府においては再稼働の判断につきまして、改めてその内容の説明を求めるとの申し入れを関西広域連合のほうからしたところでございまして、それが資料の17ページでございます。

17ページをごらんいただければと思いますが、これは5月22日でございますけれども、原子力発電所再稼働問題に対する申し入れという題でございますけれども、これ先ほど申し上げました5月19日の連合委員会での協議を踏まえまして、この5月22日に関西広域連合から政府へ申し入れを行ったところでございまして、この申し入れに対して、再度、政府のほうから、再稼働に当たっての判断基準や再稼働後の安全確保について細野原発担当大臣から説明がなされました。これを受けまして、同日、5月30日付で関西広域連合から原発再稼働に関する声明が発表されたところでございます。

資料の9ページにお戻りください。

今夏の電力需給対策についてでございます。

5月19日の第20回関西広域連合委員会での協議事項でございますが、関西電力の八木社長等から、今夏の電力需給見通しと節電についての協力要請、それから、国家戦略室及び資源エネルギー庁から、今夏の電力需給対策について説明がございました。

これを受けまして、関西広域連合として、関西電力管内における今夏の節電目標等について、平成22年度比で15%以上の節電を目標とすること、期間は7月2日から9月7日までの平日とすること、加えて、早朝

や夜に、市民生活や経済活動に支障が生じない範囲での消費電力の抑制を要請することなどを決定したところでございます。

資料の 12 ページからですが、本県としまして、4 月 26 日の連合委員会に対して、電力供給の安定的確保に向けた各電力会社間の電力融通、それから関西ライフスタイルの転換に向けたサマータイムの共同実施について提案を行いましたのがこの 16 ページまでの資料でございまして、関西広域連合のメンバーとして、積極的に電力需給対策を呼びかけたところでございます。

続きまして、資料の 21 ページをよろしく願います。ここから 32 ページまでを含めて御説明申し上げますが、今夏の節電対策についてでございます。

5 月 30 日の第 21 回の関西広域連合委員会での協議事項でございます。

関西広域連合といたしましては、5 月 19 日の連合委員会で決定しました関西電力管内における今夏の節電目標等を達成するため、通常時、それから緊急時、万が一の計画停電に備えた準備を行うことといたしました。

また、具体的な節電促進方策につきましては、今後、詳細を検討し公表されることとなったところでございます。

資料の 33 ページをお願いいたします。

これは、節電対策のキャッチコピー等でございますけれども、記載のとおり、上のほうがキャッチコピー、それからロゴマークは 2 の①に決定されたところでございます。

それから、報告の最後ですが、資料 34 ページをごらんください。

第 1 次産業分野の体制整備についてでございます。

これは 5 月 30 日の第 21 回関西広域連合委員会での協議事項でございますが、下のほうの図をごらんいただければと思いますけれども、先ほど、福山委員のほうから御説明がありましたように、第 1 次産業分野の体制としまして、広域産業振興局内に農林水産部を設けまして、ここに仁坂委員、和歌山県知事を担当委員として体制整備を進めることが決定されたところでございます。

以上が報告の 1 点目でございます。

報告の 2 点目にまいりますが、四国広域連合(仮称)の設立に向けた取り組みについてでございます。

お手元の資料 3 をお願いいたします。

まず、国出先機関の丸ごと移管の実現に向けた取り組みについてでございます。

国出先機関の移管につきましては、政府の地域主権戦略会議の下に設置されましたアクション・プラン推進委員会において、現在もさまざまな議論がなされているところでございますが、この資料 3 にありますとおり、4 月 24 日開催の同委員会におきまして、飯泉知事が四国知事会の常任世話人として初めて出席いたしまして、国から示されておりました特例制度の基本構成案に対する四国知事会の意見を、この資料 3 に基づき述べたところでございます。資料はございませんが、その後、5 月 16 日開催の同委員会におきましても、飯泉知事が出席しまして、国から示された国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案の骨子に対しまして、引き続き、四国知事会としての意見を述べたところでございます。

次に、資料 4 をお願いいたします。

地域の自主性、自立性を高めるための出先機関改革の早期実現を求める緊急決議でございますが、国

の出先機関改革につきまして、この6月に入りまして、今国会への法案提出に向けて、アクション・プラン推進委員会において最終段階の議論がなされているところでございます。

そこで、四国知事会としまして、6月5日開催の四国知事会議において、早期の実現に向けた緊急決議を議決したところでございます。そしてこの緊急決議を、飯泉知事が去る6月8日に開催されたアクション・プラン推進委員会に提出しまして、今国会での法案の速やかな提出等について強く申し入れを行ったところでございます。

また、この委員会への提出に先立ちまして、民主党の樽床幹事長代行及び官邸の齋藤内閣官房副長官に対しまして、飯泉知事から、この緊急決議書を四国の総意として手交いたしまして、それぞれ樽床幹事長代行及び齋藤副長官からは、四国の前向きな提言に対する感謝の言葉、それから法案提出にしっかり対応する旨の回答をいただいたところでございます。今後も本県といたしましては、国の動向を見きわめなければなりませんけれども、出先機関改革の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

報告の3点目でございますが、法律の関係でございますけれども、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案についてでございます。

お手元の資料の5をごらんください。

この法案が、国の出先機関の事務及び事業を特定広域連合等へ移譲することを目的としたものでございまして、先ほど申し上げましたとおり、現在、政府において最終調整をしているところでございます。

主な点を御説明させていただきます。

資料1ページをごらんください。

上から3つ目の移譲対象でございますけれども、(1)特定広域連合の要件についてですけれども、広域連合を組織する都道府県の区域が、国出先機関の管轄区域を包括するもの、四国の場合はイコールになることが多いと思いますけれども、その旨規定されているところでございます。

次に、(2)移譲対象機関についてでございますが、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関が規定されているところでございます。なお、四国においては第2段階としてですけれども、農政局を対象としたいと考えているところでございまして、地方整備局のほうは対象としてございません。

次に、(3)移譲事務等についてでございますけれども、「移譲対象機関の事務等のうち、政令で定めるもの」という旨が規定されているところでございます。

裏面の2ページをごらんください。

1番上の国の関与についてでございます。移譲事務等の適正な事務を確保するため必要がある場合には、特定広域連合等の長に対する国の関与を政令で定めることができると規定されているところでございます。

最後に、下から2つ目、職員の引継ぎ及び財政措置についてでございます。

出先機関の職員は、「別に辞令を発せられない限り、事務等を移譲された日において、特定広域連合等の職員となる」という旨規定されているところであります。

また、財政上の措置については、「特定広域連合等が移譲事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずる」と規定されているところでございます。

法案の概要についての説明は、以上でございます。

本県といたしましては、国出先機関の移管について、その受け皿となる四国広域連合(仮称)の設立準備に

向けまして、一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

私からの報告については以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

武田医療健康総局長

6月定例会に提出を予定いたしております、保健福祉部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

平成 23 年度繰越明許費繰越計算書でございます。

医療政策課の救急医療対策費で、県立中央病院のドクターヘリ関連の施設整備に係る補助金、5,591 万 8,000 円を平成 24 年度に繰り越したしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、この際、1 点、御報告をさせていただきます。

資料はお配りしていませんけれども、徳島県ドクターヘリの導入についてでございます。

徳島県ドクターヘリにつきましては、新しい県立中央病院の開院にあわせまして、運航を開始するとともに、平成 25 年度には関西広域連合への事業移管を行うこととしておりまして、鋭意準備を進めているところでございます。

去る5月 31 日には、県民の皆様への周知を図るため、県西部、美馬市のホウエツ病院ヘリポートにおきまして、実際に導入する機体を使ったデモ運航や住民見学会を実施し、多くの方に御参加いただいたところでございます。

今後も、県東部や県南部地域におきまして、デモ運航等を実施いたしますとともに、運航を記念いたしましたフォーラムを開催することとしております。

また、去る6月7日には、医療機関や消防機関など関係機関からなる徳島県ドクターヘリ運航調整委員会を開催いたしまして、運航の基本となります運航範囲や要請基準などを定めました運航要領案につきまして御協議いただき、承認をいただいたところでございます。

今後、7月下旬から9月にかけて、各消防機関等との間で本番さながらの運航訓練を行うなど、本格運航に向けまして、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

木南委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑は、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員1人当たり、1日につき答弁を含め概ね 40 分とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととするという申し合わせがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。それでは質疑をどうぞ。

大西委員

私は、関西広域連合（仮称）調査特別委員会の委員で出ておりましたので、関西広域連合のことについては、おおよそ議論を聞かせていただいたのでわかっているんですけども、それ以後、四国広域連合の話が出てまいりまして、この委員会も広域連合特別委員会と名称も変わりまして、その後のことは全然私も議論を聞いていなかったもので、よくわからないので、そういう意味で、きょうは一番最初に、事前でありますけれども、少しだけ私の知識を埋めるために、基本的なことだけちょっと聞いておきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

この広域連合、今現在、関西広域連合に徳島県は加入しておりますけれども、これが、今御説明いただきましたように、国の事務を移譲してもらうために四国広域連合をつくったほうがいいと、受け皿にするべきだということで四国広域連合をつくろうという動きに今なっているわけですけども、そうすると、この四国広域連合をつくり、徳島県も当然参加することになると。私はよくわかりませんが、今後、国の出先機関の事務を移譲するために、日本国内の各方面で広域連合が全部立ち上がるのではなかろうかと想像されます。その中で、よくわかりませんが、徳島県だけが2つの広域連合に入るということになるのではなかろうかと思うんですが、47都道府県で複数の広域連合に入る県が徳島県以外にも出てきそうだなというようなところはあるのか。聞いている範囲だけで結構です。いわゆるうわさというか、水面下の情報ということになると思うんですが、そういうようなことでも結構ですので、それはそれで言っていただいた上で、こういうところが該当するかもしれませんみたいな話があったらちょっとお聞かせいただきたいと思います。

折野広域行政課長

四国広域連合についての御質問でございますが、本年の2月4日、臨時の四国知事会議におきまして、国が新たに法整備を行います特例制度にのっとった四国広域連合の設立について、4県知事において合意をしたところでございます。

先ほどの47都道府県で複数の広域連合に入るところがあるのかという御質問でございますが、四国広域連合に触発される形で、この6月1日に中国の知事会におきまして、中国広域連合を立ち上げるという合意がなされたところでございます。そうなりますと、その中に鳥取県が入ってございますので、鳥取県は関西広域連合にも加入しておりますので、鳥取県と徳島県がその可能性があるということでございます。

大西委員

はい、わかりました。鳥取も徳島も関西広域連合では関西圏と隣の方面との境に面している県なので、鳥取も中国広域連合に加入すれば、徳島と同じように2つの広域連合に参加するということになるということでございます。

それで、鳥取県も同じだろうと思うんですけども、この関西広域連合と、徳島の場合は四国広域連合と2つに入るということで考えると、関西広域連合はもうスタートしておりますけれども、今度、四国の広域連合に参加するというのは、関西広域連合への関与の仕方、考え方と、四国広域連合への関与の仕方、考え方と違ったものには違いがあるのでしょうか。それとも全く同等、全く何も変わらない取り扱いというか、今後の方針

になるのか、そこら辺ちょっと聞かせていただけたらありがたいなと思います。

折野広域行政課長

2つの広域連合の設立に向けての目的等の御質問かと思いますが、関西広域連合におきましては、広域事務への取り組み方針といたしまして、広域医療、それから広域防災などの7つの分野事務を実施しておりまして、特に本県が事務局を担う広域医療では、ドクヘリの広域運航等の実現に向けまして、その内容等を充実していったところでございます。

一方、四国広域連合につきましては、まずは、国出先機関の移管を受けることを目指して、その受け皿となることを目的として設立するものでございます。それに加えて、野生鳥獣被害対策、遍路道等の世界遺産登録、それから東アジア戦略、そういったものを持ち寄って、四国で共有する喫緊の課題、こういったものに取り組むことにしております。それで、関西と四国、こういったものの重複はないということで考えているところでございます。

大西委員

わかりました、県としてこの2つの広域連合に入るときに、少し観点というか、参加の角度がちよっと違うというような答えだったと思います。

それで、この四国広域連合を、折野課長さんが言った、根本的な目的というのは、国の地方事務の移譲の受け皿とすることが目的ではあるけども、四国内の世界遺産の取り組みを四国一体でやろうとか、今言われたかどうか覚えてませんが、四国の観光とかを一体化してやろうとか、そういうようなことがあるんだろうと思います。

それで、四国広域連合を今後立ち上げるということで、この資料によりますと平成26年度中に国の出先機関の地方事務の移譲の受け皿にすると、受け入れをすると、平成26年度を目標にすると書いてありますがけども、四国広域連合というのはそれから考えると、どれくらいのめどで、何年のいつぐらいに立ち上げなければいけないのか。やはり国の権限を移譲するということになってきたら、広域連合を立ち上げて、はいどうぞとすぐに。例えば26年10月に移譲しますよと、国が、そうしたら、26年10月に四国広域連合を立ち上げたんではだめだと思うんですね。やはり準備も必要なので、逆算して、いつごろまでに四国広域連合ができてなければいけないと、目安というようなことであつたとしても必要だと思うんですけど、そういうスケジュール的なものを県としてお持ちなのか。考えておられるのか。大体どういうふうに考えておられるのか、お答えいただけますでしょうか。

折野広域行政課長

4県知事で合意した内容につきましては、まず、四国経済産業局の丸ごと移管を求める、その目指す時期につきましては、平成26年度中の受け入れを目指して取り組むということにいたしております。26年4月1日に受け入れをするとすれば、25年の秋ごろの設立を目指していかなければならないというふうに考えているところでございます。

大西委員

四国広域連合を今のところは平成 25 年度の秋ごろには立ち上げたいというようなお考えのようでございます。大体概略はわかりました。

それで、きょうは、最近の新聞を読みまして、ちょっと疑問というかお聞きしたい点、確認したい点だけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

今、そういうように四国広域連合を立ち上げるという方向でやっておりますけれども、四国知事会で飯泉知事が四国新幹線整備を目指すんだと、以前にそういう構想があったけれども、それがいろんな社会情勢で立ち消えになったと、それを復活をして、そしてこれを目指しますというようなことを言われておるんです。これは四国知事会の中で言われておって、他の知事さんもいいんじゃないか、賛成します、また、あるいは事務方で協議しましょうみたいな話になっているようでございます。この四国新幹線というのは先ほど言われたように、四国広域連合ができたときには、遍路道の活用とか、世界遺産を目指すとか、そういったことを言われてましたけれども、この四国新幹線の整備というか、四国新幹線を実現するんだということは、これは四国広域連合でやるわけですね、そういうことになるんですね。そのひとつの大きな、四国4県で目指すべき1つのものになると思うんですが、政策になると思うんですが、これは四国広域連合発足のときに入れられる予定にされているのかどうかお聞きをしたいと思います。

折野広域行政課長

四国広域連合におけます持ち寄り事務についての御質問でございますが、先ほど私が申し上げました持ち寄り事務につきましては、野生鳥獣被害対策、遍路道の世界遺産登録、それから東アジア戦略などの四国で共有する喫緊の課題に取り組むということで現在合意をしているところでございますが、四国新幹線につきましては、今後、その熟度等を見ながら考えていくことになろうかというふうに考えているところでございます。

大西委員

事前ですので何度も聞きませんが、新聞の報道によりますと、先ほども申し上げましたように、香川の浜田知事も防災の観点からすれば四国を横断する新幹線も必要だということを言われておるし、高知、愛媛の知事も事務方で真剣に議論したいと、こういうふうに言っております、なおかつ飯泉知事が言い出しっぺというか、四国新幹線の整備を進めようというようなことを飯泉知事が言われたということは、当然、推進する最右翼ということになってくると。これ4県とも別に反対するところはないんですね。だから、これ熟度と言いますけれども、そういうふうに知事がもう反対しないで、皆、何がしか必要ですねと言っているんだったら、それを四国広域連合で必ず実現するんだというようなものでなくても、例えば四国新幹線の調査事業であるとか、そういったものを四国4県で足並みをそろえてやるには広域連合で一緒になってやったほうがいいじゃないかという話には当然なると思うんですね。ですから、四国新幹線導入のための調査事業というのは四国広域連合でやるべき事務だと私は思うんですけれども、各県が勝手に四国新幹線をやりましょと、各県が4県ともが国に昔みたいに陳情に行ったり、そういうような、またあるいは、各県で勝手に調査するとかそんなんではなくて、やっぱり四国新幹線としてやるんだったら、そういうふうに四国全体で取り組むということが大

事だし、国に対してはインパクトがあると思うんですけどね。どうでしょうか、何か熟度があればとかというように何か消極的な御答弁ですけれども、飯泉知事がそんな消極的な答弁を聞いたら大丈夫ですかね、飯泉知事に怒られませんかね。どうですか、部長。ちょっとそこら辺。まあ事前ですからもう、部長さんがこう思いますということだけでも結構ですけど。

八幡政策創造部長

消極的な答弁を申し上げているわけではございませんので、そこは御了解いただきたいと思いますけれども。四国知事会においても四国新幹線の議論は6月5日に議論しまして、委員御指摘のとおり、各知事も積極的にやっていこうという話になってございます。したがって、四国として一体的に四国新幹線を推していこうという機運をこれからどんどん盛り上げて、さらには、これ四国だけの新幹線ではなくて、四国の中に新幹線を引くことに我々が頑張ろうというよりは、むしろ知事も申し上げているとおりリダンダンシーの観点から、山陽新幹線に災害があったときでも対応できるような、まさに複線的な感じでの新幹線コースがいるのではないかと議論を、まさに今飯泉知事がみこしを上げたところだと思っております。今後の熟度を見ながらというのは、四国広域連合というのは当然まだ発足もしていないですし、先ほど折野課長が申し上げたとおり、出先機関の受け入れというのがそもそも特例法案の目的であって、その上で広域連合をつくるに当たってより効率的なものがあればみんなで事務を持ち寄っていこうと、まさに県を主体とするけれども、持ち寄れるものは持ち寄って1つにまとめていこうと、広域連合で実施することにより効果の増すような事務は各県に残さずに4県で持ち寄ろうという趣旨でございます。一義的には、四国広域連合が今後でき上がって、それからやるべきかどうかというのは、これは消極的に言っているわけではなくて、いろんな議論はあると思います。

我々として、そのほうがいいねと提案して4県が乗るかどうか、これはまた議論があると思いますので、いずれにしても委員御提案のあったように、新たな四国広域連合というのがそれにふさわしいのではないかとというような観点での議論は、もちろん今後ではありますけれども、考えていきたいとは思っています。よろしくお願いいたします。

大西委員

きょうは事前ですので、大体四国広域連合のとらえ方というか、考え方が大体よくわかりました。今後、四国新幹線の整備を四国広域連合としてやっていくのかどうか、それを徳島県が、飯泉知事が言い出しているわけですが、それを県として四国広域連合の中で位置づけて、四国広域連合としてやっていくというふうに、進めていってほしいと私は思いますけれども、そういうことをする中で、四国広域連合の重要性というか、そういったものを高めていくということが必要で、ただ国の事務の受け皿のためだけでつくりましたというのでいいのかどうかというように私は思いますので、ぜひともそういった夢のある、そういうものも広域連合で取り組むと、こういうふうなことにしていただきたいなと思います。きょうのところは以上でございます。

庄野委員

私も四国広域連合という議論については初めてなんで、少し基本的なことをお伺いしたいと思います。
四国経済産業局の丸ごと移管というふうなことなんですが、これは現在、高松にあるんだろうと思うんです

けれども、何人ぐらいおって、それで、移管されたということになると、その方々の仕事とか、職員さんとか、予算も含めて丸ごと移管されたとしたら、その指揮命令系統というのはどうなるのでしょうか。

折野広域行政課長

四国経済産業局の人員等についての御質問でございますが、四国経済産業局のホームページによりますと、平成 23 年度の職員数については 127 名ということで記載をされているところでございます。

指揮命令系統等についての御質問でございますが、四国広域連合に丸ごと移管されますと広域連合長がトップになりまして、当然、連合議会を備えた形で移設されますので、その連合長の指揮監督に入るということになろうかと思えます。

庄野委員

わかりました。そうしたら、関西広域連合のときにも言ってたんですけれども、四国に移管されるということは、地方分権、地域主権、地域のことは地域でやる、二重行政を解消していくという意味では非常にいいことだと思います。

ただ、指揮命令系統というのが広域連合長ということで、どここの県の方が連合長になるのかはまだわかりませんけれども、県民、例えば四国の中に住んでいる人にとっては、どこにこの仕事を言っていくといいのかという、行政サービスの、例えば屋上屋のようにならないように、迅速に事業が遂行できていけるような体制というのを、広域連合、そして、例えば県それから市町村というような形で。まだ僕も十分イメージがわいてこんのですけども、そこらのややこしい体制になったなというふうにならないように、住んでいる方々にとっては地方のこと、四国のことは四国で完結して、今まで国の仕事だったものがより住民に対して身近に遂行できるなというふうなことが感じられるような仕組みにしていきたいというふうなことございまして、より複雑化にならないように、より行政が、市の業務それから県の業務、それから今までやられていた国の業務がスムーズに動くような形にしないといけないと思うんですけども、そこらについてはどういう……、

折野広域行政課長

屋上屋を架すのではないかと御質問でございますが、今回の国出先機関の移管に関しましては、四国広域連合については、国出先機関の権限、人員、財源、これの丸ごと移管を目指しておるところでございますので、経済産業局そのまま丸ごと移管ということになりますので、新たに組織をつくるというわけではございません。ですから、そのあたり屋上屋を架すということにはならないというふうに考えておるところでございます。

庄野委員

それはよろしくお願ひしたいと思うし、これからまたいろんな議論が多分重ねられていくと思いますので、まず基本的なことだけお聞きをいたしました。

それとあと、職員さんなんですが、127 人おいでということなんですが、多分今は広域的に人事交流がさ

れていると思うんですね。そこだけで、四国内だけでとどまっておらずに、人事異動で多分、いろんなところに行っていると思うんですけども、今後はどうなるんですか。わかりませんか。

折野広域行政課長

先ほど部長から御説明しました法案の中身によりますと、「出先機関職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等を移譲された日において、特定広域連合等の職員となる」というふうに法案に明記されているところでございます。人員等につきましては、現在、地域主権戦略会議、この下に人材調整準備会合という組織がございまして、その中でさまざまな検討がなされているところでございます。

庄野委員

ということはその職員はそのエリアで仕事をするということになるんですかね。

それと、四国広域連合をつくるということがニュースというか、オープンにされてますけれども、例えば四国内の市町村長さんの声でありますとか、それから県民の声といいますか、そこらの把握というのが何かされている部分はあるんでしょうか。

折野広域行政課長

広域連合につきましては、市町村の連携が非常に重要であるというふうに考えているところでございまして、市町村及び県民の皆様方にしっかりと説明することは極めて重要であると考えまして、まずは、本年2月10日に県内各界各層の代表者で構成するとくしま飛躍“挙県一致”協議会の場において、知事みずから丁寧に御説明申し上げて、さまざまな御意見をいただいたところでございます。

また、県内すべての市町村にお伺いをし、副市長さん、副町長さん等に面会をして、知事会での合意事項等を説明するとともに、御意見、御提言も賜ったところでございます。

また、昨年度でございますけれども、南部地域、西部地域の政策総合会議の場においても、管内の首長さん、それから地域住民の代表の方々にわかりやすく御説明をさせていただいたところでございます。

今後とも、市町村の皆様方に対しましては丁寧に御説明をしてまいる所存でございます。
どうかよろしくお願いいたします。

庄野委員

わかりました。市町村の説明のときに意見として、例えば前向きな、後押しをするような意見がほとんどだったのですね。例えば少し危惧をするような意見というのはなかったんでしょうか。

折野広域行政課長

御意見の内容につきましては、関西広域連合の実績を持つ徳島県が四国においてもリーダーシップを発揮し、日本の地域主権改革をリードしてほしい、それから農政局の移管をぜひ進めてほしい、そういう意見がございました。懸念する意見としましては、道州制につながるということがないようにというようなお話もございました。

庄野委員

わかりました。また、これからいろいろと議論していきたいと思いますので、いろんな情報がございましたら、また教えていただきたいと思います。ありがとうございました。

木南委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、8月8日から8月10日までの間で日程を調整して、視察を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がありましたら、早目に正副委員長まで御提案いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、広域連合特別委員会を閉会いたします。(11 時 31 分)